

令和4年6月28日
総務省消防庁
国土交通省大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する
検討会報告書の公表

令和3年12月17日に大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことから、総務省消防庁と国土交通省では、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会」において、階段が一つしか設けられていないビルにおいて今後取り組むべき防火・避難対策等について検討してきました。

このことについて、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します。

1 検討結果のポイント（詳細は別添参照）

○ 火災シミュレーションによる避難可能性の検証の結果

火災発生時には、速やかに火災発生場所と避難場所を閉鎖の確実性に配慮された扉で区画することが効果的。

○ 今後の防火・避難対策等の基本的な考え方

① 大阪市北区ビル火災は、以下の理由から、建物における失火等の現行法令が想定する「一般的な火災」ではなく、「特殊な火災」にあたるものと考えられる。

- (1) 建物内に存することが通常は考えられない大量のガソリンに着火した火災であり、一般の建物における可燃物の火災に比べ、延焼拡大が極めて速いものであったと考えられること。
(2) 在館者の避難を困難とする方法で放火されたものであること。

② このような特殊な火災に係る対策は、社会への負担の大きさを鑑み、規制的な手法によらず、誘導的な対策を基本とすべき。

③ 今般の火災建物のような直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、リスクを平時から下げることが必要。

○ 具体的な対策

【直通階段が一つの建築物に係る対策】

- ・ 直通階段から離れた位置にある居室等の退避区画化等が有効。また、こうした建築物を対象とした避難行動のガイドラインを示すべき。
- ・ 既存不適格建築物に関する制限の合理化措置により、増改築等時の遡及適用に係る負担を軽減しつつ、現行基準に準じた性能向上を促進することが有効。
- ・ 消防法令違反が確実に是正されるよう重点的に立入検査を実施するとともに、違反については、法的手段による厳格な措置を徹底すべき。
- ・ 建築基準法に基づく定期調査報告制度の指定可能対象範囲を拡大するとともに、継続的に建築基準法令違反の是正指導等に取り組むべき。

【研究開発】

- ・ ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発を促進することが有効。

【危険物の取扱い】

- ・ 現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用等を徹底すべき。

2 今後の予定

総務省消防庁及び国土交通省では、本検討結果を踏まえ、直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修や避難行動のガイドラインの策定、消防法令違反及び建築基準法令違反の是正強化などの対策を講じることとしています。

3 その他

報告書の全文は、総務省消防庁ホームページに掲載します。

(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-109.html)

【問い合わせ先】

消防庁予防課 千葉、上村 TEL : 03-5253-7523 (直通)

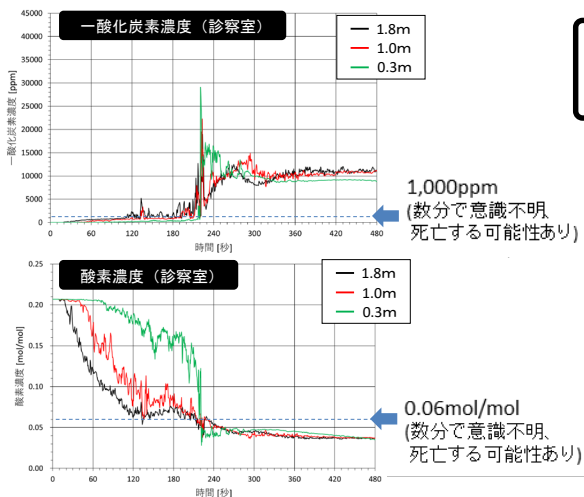
国土交通省住宅局参事官(建築企画担当) 付 原口、松田 TEL : 03-5253-8126 (直通)

火災シミュレーションによる避難可能性の検証の結果

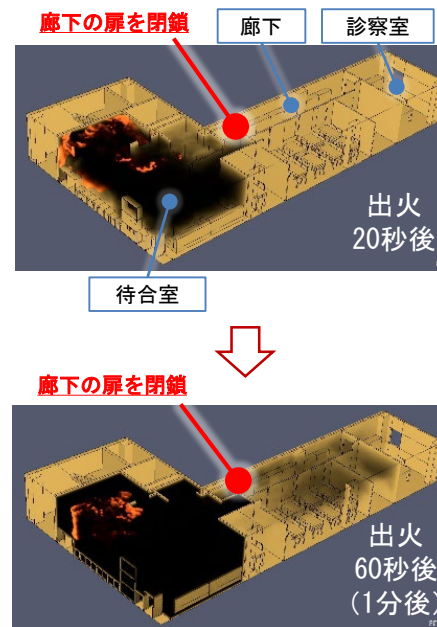
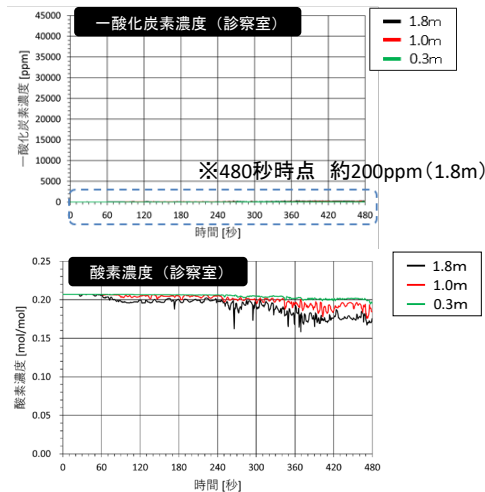
廊下の扉が閉鎖された場合は、診療所奥の廊下、診察室の**一酸化炭素濃度の上昇及び酸素濃度低下を大幅に抑制できる**ことがわかった。

火災発生時には、速やかに火災発生場所と避難場所を閉鎖の確実性に配慮された扉で区画することが効果的

廊下の扉が開放された場合



廊下の扉が閉鎖された場合



階段室及び廊下の扉を閉めた場合の火災シミュレーションの結果

今後の防火・避難対策等の基本的な考え方

- 大阪市北区ビル火災は、以下の理由から、現行法令が想定する「**一般的な火災**」ではなく、「**特殊な火災**」にあたると思われる。
 - (1) 建物内に存することが通常は考えられない大量のガソリンに着火した火災であり、一般の建物における可燃物の火災に比べ、延焼拡大が極めて速いものであったと考えられること。
 - (2) 在館者の避難を困難とする方法で放火されたものであること。
- このような特殊な火災に係る対策は、社会への負担の大きさを鑑み、**規制的手法によらず、誘導的な対策を基本とすべき**。
- 今般の火災建物のような直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、**リスクを平時から下げる必要がある**。

今後の防火・避難対策等

直通階段が一つの建築物に係る防火・避難対策のパッケージ

2方向避難の確保等

①-1【原則】

既存の直通階段から離れた位置への直通階段の増設
又は避難上有効なバルコニー*の設置

* タラップ等が設置され、階段を介さず直接道路等に安全に避難できるバルコニー

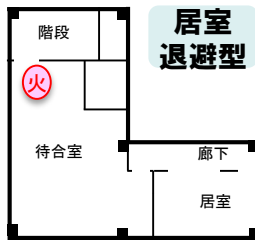
①-2【補完的な代替措置】

直通階段から離れた位置への退避区画*の確保

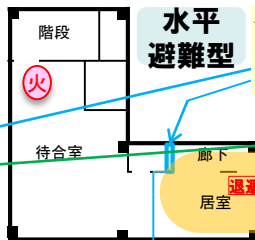
* 救助されるまでの一定の間、煙から退避できるスペース

or

and



居室
退避型



水平
避難型

<不燃性能・遮煙性能を有する戸>
・ 常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式とし、開放後に自動で閉鎖するもの

<開口部>
・ 外部からの救助が可能な大きさのもの
・ 避難器具を設置

※ これらの措置は、2以上の直通階段の設置等が求められる建築物を含め、新築・既築を問わず推奨

※ 上記の考え方を示した「直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修ガイドライン(仮称)」をとりまとめ、周知を実施

所有者の改修負担軽減のための支援措置

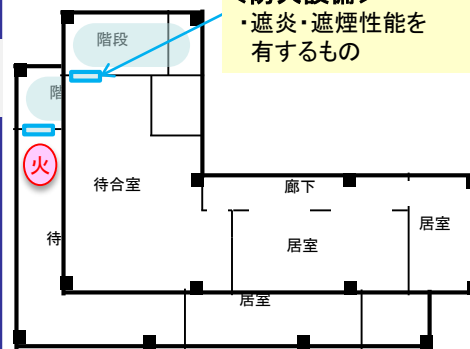
避難訓練の指導

* 「直通階段が一つの建築物向けの避難訓練ガイドライン(仮称)」としてとりまとめて提示し、指導を行う。

避難経路の防火・防煙対策
／上階防煙対策

② 直通階段の
防火・防煙区画化

<防火設備>
・ 遮炎・遮煙性能を有するもの



(ア)建築物の安全性向上に向けた誘導策

(イ)安全性向上のための改修推進に資する既存不適格建築物の増改築等時の規制の合理化措置

○ 現実的な避難安全性の向上を促せるよう、小規模な増改築等に際しては、人命保護の観点から(ア)①*及び②の措置への適合を求めるとともに、これ以外の防火・避難規定については危険性が增大しない範囲で適合を求めないこととする

* ①-1又は①-2のいずれか

※ ①-1の避難上有効なバルコニーの設置や、①-2については、各階への設置を前提としつつ、テナントの入れ替え等を通じ段階的・計画的に適合させることも可とする

(ウ)法令に違反する建築物への是正指導の徹底対策

a 消防法令違反の是正強化

※ 直通階段が一つの建築物については、重点的な立ち入り検査を実施
※ 防火対象物点検報告の徹底を図る
※ 命令や告発等の法的手段による厳格な措置を徹底

b 建築基準法違反の是正強化

※ 建築基準法令違反等に係る是正指導の徹底
※ 定期調査報告制度の指定可能対象範囲の拡大

研究開発

ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発の促進

(例) ガソリン火災を消火できるマットやブランケット、壁紙等

危険物の取扱い

ガソリンスタンドにおけるガソリンの適正販売の徹底

※ 消防隊による見回り等により、現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用を徹底
※ ガソリンスタンドにおける不審者発見時の警察への通報について周知徹底